

情報通信審議会情報通信技術分科会 ITU 部会

周波数管理・作業計画委員会(第 38回)

議事概要

1 日時

2025 年 3 月 17 日(月)13:30-14:49

2 場所

Web開催

3 議事

- (1)主査代理の指名
- (2)第31回 RAG 会合の報告書(案)について
- (3)ITU-R SG1 関連会合(2024年 11 月)の報告書(案)について
- (4)第32回 RAG 会合の日本寄与文書(案)について
- (5)第32回 RAG 会合の外国等寄与文書審議表(案)について
- (6)第32回 RAG 会合の対処方針(案)について
- (7)その他

4 出席者(敬称略、順不同)

主査:横山 隆裕

主査代理:竇迫 巖

構成員:新 博行、板谷 聡子、伊藤 真奈美、岡崎 彰浩、加藤 康博、菅 瑞紀、
田村 知子、西田 幸博、福井 祐介、吉田 貴容美

5 議事概要

(1)主査代理の指名

ITU 部会決定第 6 号に基づき、主査は、情報通信研究機構竇迫専門委員を主査代理に指名した。本指名に対し、異議はなかった。

(2)第31回 RAG 会合の報告書(案)について

周作委 38-1に基づき、第31回 RAG 会合の報告書(案)の検討を行った。特段意見はなく、構成員から承認を得た。

(3)ITU-R SG1 関連会合(2024年 11 月)の報告書(案)について

資料周作委 38-2 に基づき、ITU-R SG1 関連会合の報告書(案)の検討を行った。次の議論の後、構成員から承認を得た。

- 資料周作委 38-2-2(2024 年 11 月 ITU-R WP1B 会合報告書(案))

西田構成員：

「2.3 UWB の用語登録に関するリエゾン文書の提案」について、UWB という単語が異なる用語として記載されている、とはどういう意味か。

(事務局)ITU-T で作成されている勧告において、UWB が「Ultra-wideband technology」の略語として使用されている場合と「Ultra-wideband」の略語で使用されているものが混在しており、その点を韓国が指摘したものである。

(西田構成員)ITU のデータベースを調べると事務局から回答があったような使用方法や Ultra-wideband の「-」がないパターンもあるということについて確認できた。複数の定義がなされているという趣旨について了解した。

「3.4 ITU-R 報告 SM.2353-0(UHF 帯のアナログテレビから地上デジタルテレビへの移行から生じる周波数管理の課題と機会)の改訂草案に向けた作業文書」について、APT 報告に記載の内容と実情が異なっているのは既知の事実であるため、修正を加えないことで合意したとあるが、その論理がよく分からないので補足してほしい。

(事務局)WP1B 議長から会合時に受けた指摘を報告書に記載したものである。

NTTドコモ新構成員：

「3.4 ITU-R 報告 SM.2353-0(UHF 帯のアナログテレビから地上デジタルテレビへの移行から生じる周波数管理の課題と機会)の改訂草案に向けた作業文書」について、APTにおける 700MHz帯の周波数アレンジメントとは異なるという点をハイライトするよりは、日本はその一部の周波数をAPTのアレンジメントに則る形で使用しているという姿勢の方が周波数調和に取り組んでいるということが伝わるのでよいのではないか。

(西田構成員)そういう見方もあるが、どちら側から見るかによって言い方は変わってくる。サブ700MHz の部分に着目すると APT 報告と日本の現状とは明らかに異なる。事実と異なるという点をハイライトすべきかそうでないか、両方の見方がある。

(主査)本議論を踏まえ、次回の 2025 年 6 月の WP1B 会合で対応する予定があれば関係者間での調整を行っていただきたい。

- 周作委 38-2-3(ITU-R WP1C 電波監視ハンドブックラポータグループ会合報告書(案))

西田構成員:

電波監視ハンドブックは様々な無線業務を対象としていると認識しているが、個々の無線業務を担当している SG や WP とはリエゾン関係を取ることなく、WP1C ラポータグループ(RG)単独で作業を進めている状況なのか。

(総務省監視管理室)電波監視ハンドブックの改訂については、基本的には RG 単独での作業である。各無線システムのパラメータ等の最新情報や事実関係の確認などが必要な際は、各無線システムを所掌する SG にリエゾン文書を送付している。

(西田構成員)現在のハンドブックの放送業務に関する内容は見直しが必要ではないかと思っているものの、SG6/WP へのリエゾン文書は届いておらず、どうしたものかと思案していた。RG 報告によると Rai Way の参加・寄与があったとのこと。SG6/WP にリエゾン文書を送付していただけると対応しやすいと思っているが、日本から RG や WP1C に参加している方々を介して対応していただくことが可能か。

(総務省監視管理室)SG6 にリエゾン文書を出すようにさせるには、きっかけとなる提案が必要になるかと思う。必要に応じ、NHK 様にセクタメンバーとして RG にご参加いただき指摘等いただくのが良いと思う。

(4)第32回 RAG 会合の日本寄与文書(案)について

周作委 38-3 に基づき、第32回 RAG 会合の日本寄与文書(案)の検討を行った。次の議論の後、構成員から承認を得た。

新構成員:

Proposals の 2.1 中“the operator’s permission should be designed in such a way that the operator is able to view only the communications between their administration and the operators themselves.”のテキストについて、that 節の主語は the operator とあり単一オペレータを意図していると思うが、その後の記載は、“their” administration や“the operators themselves”と複数のオペレータを指しているように読み取れて意味が取りにくい。ため、“Please note that the permission 【of each operator】 should be designed in such a way that the operator is able to view only

the communications between 【 its 】 administration and 【itself】.”と修正してはどうか。

(事務局)ご指摘を踏まえ修正する。

(5)第32回 RAG 会合の外国等寄与文書審議表(案)について

周作委 38-4 に基づき、第32回 RAG 会合の外国等寄与文書審議表(案)の検討を行った。次の議論の後、構成員から承認を得た。

事務局から、外国等寄与文書審議表については RAG-32 会合への寄与文書の提出締切は2025年3月31日であり、今後提出があった寄与文書については別途日本代表団で検討し、回覧する旨を報告した。

西田構成員：

RAG/30 Addendum 1 では、SG の活動が報告されている。このなかに ITU-R 報告のエディトリアル修正についての記載がある。そこでは、ITU-R 決議 1-9 上では ITU-R 報告のエディトリアル修正について何も規定されていないが、研究課題や ITU-R 勧告のエディトリアル修正のアナロジーで ITU-R 報告の改訂も行われていると記載されている。当初は RAG で議論した方が良くとも思ったが、ITU の SG 部門の Head から本件を表沙汰にしたいといった意向もあり、折衷案として本文書に上述の旨が記載されているところ。SG1 以外で ITU-R 報告のエディトリアル修正が行われているかご存じの方がいれば教えていただきたい。

(新構成員)私の知る限り ITU-R SG5の関係ではこのような手続は行われていない。

NTTドコモ新構成員：

CITEL の ITU-R 決議2-9 の改訂提案について、WRC 議題の責任グループで議論がもめた場合、CPM ステアリング委員会からガイダンスを出しても良いとする提案をしている。英文では、“may”を用いた書き方なので問題ないかもしれないが、小グループである CPM ステアリング委員会で作られたガイダンスに対して、WP 全体や、もめているメンバーシップが素直に従うのか、その実効性があるのか懐疑的である。

(事務局)ご指摘いただいた点はごもっともである。審議表への反映までは不要と認識。

(主査)ガイダンスを示すという点については、RAG の場には ITU のご意見番が参加しているので、このような提案には抵抗があるかもしれない。審議表は柔軟に対応できるような形となっているので RAG 会合に参加される方

は本議論を踏まえ、対応いただければと思う。

(6)第32回 RAG 会合の対処方針(案)について

周作委 38-5に基づき、第32回 RAG 会合の対処方針(案)の検討を行った。
特段意見はなく、構成員から承認を得た。

(7)その他

西田構成員から、周波数管理・作業計画委員会をメール検討する場合、これまでは提案に意見がある場合、当事者間のみでやり取りが行われていたが、これでは原案には意見が無い場合でも、自分以外の意見が出ていて修正されていたという状況が生じてしまうため、最終版になるまで状況を知るすべがないことから、メール検討の運用方法の改善依頼があった。事務局から、メール検討を行う際の運用方法について改善を検討する旨を回答した。

このほか、事務局から構成員に対し、所属の変更があった場合は、随時事務局まで連絡をするよう周知した。

以上